

決済法制及び金融サービス仲介法制に関するWG（第5回）についての意見

2019年11月26日
一般社団法人日本IT団体連盟
専務理事 中谷 昇

1. 説明義務について

- 新たな仲介業者の説明義務等については、契約締結に至る一連の過程において、金融機関・仲介業者のいずれかが十分な説明を行えば足りることとし、仲介業者は仲介を行うにあたって、書面交付や説明・情報提供に関して仲介業者が担う役割を顧客に明示することを求めるという案（資料1の8頁）に賛成する。
- 金融機関と仲介業者の間の役割分担は両者間の契約等により定めることが可能であり、役割分担の明示は消費者の誤認防止にもつながる。
- かかる制度を前提とすれば、新たな仲介業者について、外貨預金などをはじめとする特定の商品を取扱禁止とする必要はない。

2. 業務範囲・参入規制について

- 安倍総理は、第33回未来投資会議（2019年11月12日）にて「金融サービスの仲介については、現行法では、銀行、証券、保険といった分野ごとに許可・登録を受ける必要があり、多様な商品を取りそろえることが困難です。全ての分野の商品を扱えるようにする規制緩和を実施することで、スマホ上で金利や手数料を比較しながら、自分に合った商品を選択できるようにしたいと考えています」と述べている。
- かかる方針を踏まえれば、消費者の保護に配慮しつつ、新たな仲介業者が多様な金融商品・サービスを提供することにより、利用者の利便性向上と選択肢拡大を図ることが重要と考えられる。
- ひとつの分野の中で既存の仲介業と新たな仲介業の間の兼業は認めず、かつ、新たな仲介業者が取り扱える商品は限定されるとすると（資料2の1～2頁）、既存の仲介業の許可・登録を受けている事業者は幅広い金融機関の商品を取り扱うことができず、一方で新たな仲介業者としての登録を受けしまえば取り扱えない商品が生じることとなるから、利用者の利便性向上・選択肢拡大を図る規制緩和の趣旨を損ねる。
- したがって、仲介業者がどのような立場でその商品の仲介を行うのかを明示することなどの誤認防止措置を条件として、ひとつの分野の中で、既存の仲介業と新たな仲介業の間の兼業を認めるべきである。
- もし、ひとつの分野の中での兼業を禁止するのならば、新たな仲介業者が取り扱える商品に限定を付すべきではない。

- ひとつの分野の中での兼業を禁止し、かつ、新たな仲介業者が取り扱える商品を限定せざるを得ないとする場合には、柔構造の規制、すなわち一定の財産的基礎および人員・組織体制を備える者については保証金の供託義務なく取り扱える商品を幅広く認め、そうでない者については、保証金の供託義務を課すことや取り扱える商品を限定するという仕組みを導入してはどうか。
- また、既存の仲介業から新たな仲介業への登録変更にあたっては、求められる業務の水準が同じものについては当局による審査を省略するなどして、速やかな参入を可能にすることを検討されたい。
- 銀行分野については、資金移動業者への仲介も認めてはどうか。

3. 協会・紛争手続について

- 新たな仲介業者のみが所属する協会を認定し、その協会において自主規制や適切な業務運営に関する情報交換等を行うことに賛成する(資料1の10頁)。

(以上)